

## 函館工業高等専門学校運営会議規程

平成28年3月29日

函高専達第31号

### (趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号。以下「内部組織等規程」という。)第16条第2項の規定に基づき、本校運営会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 会議は、校長の諮問に応じ、本校における管理運営等に関する事項を審議し、校務の円滑な運営を図るものとする。

### (審議事項)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究及び管理運営に関する事項
- 二 教員の教育研究活動、業績等の評価に関する事項
- 三 中期目標・中期計画に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 情報公開に関する事項
- 六 施設整備及び環境整備に関する事項
- 七 災害対策及び防火管理に関する事項
- 八 外部資金の受入れ等に関する事項
- 九 各種委員会において審議すべき重要事項
- 十 その他校長が必要と認めた事項

### (組織)

第4条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 学生主事
- 五 寮務主事
- 六 専攻科長
- 七 校長特別補佐
- 八 学科長，一般系長

九 コース長(前号に掲げる学科長である者を除く。)

十 事務部長

十一 その他校長が必要と認める者

(議長)

第5条 会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、副校長のうち、あらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(開催)

第6条 会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(会議の成立)

第7条 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、審議事項の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第8条 校長は、第4条第八号の構成員が運営会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第10条 会議の事務を円滑に行うため幹事を置き、総務課長、学生課長及び技術教育支援センター長をもって充てる。

(学科等教員会議)

第11条 会議に、各学科(生産システム工学科にあっては各コースを含む。)、一般系(以下「学科等」という。)の運営及び教育研究活動の円滑な実施を図るため、学科等ごとに学科等教員会議を置く。

2 学科等教員会議の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(学級担任会議)

第12条 会議に、学級間の連携を図り学校運営に資するため、学級担任会議を置く。

2 学級担任会議の運営に必要な事項は、校長が別に定める。

(部会)

第13条 議長は、第3条に関する特定事項を検討するため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(庶務)

第14条 会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 函館工業高等専門学校運営委員会規程(平成4年11月30日函高専達第9号)、函館工業高等専門学校運営委員会教員業績評価部会要項(平成20年2月19日函高専達第19号)、函館工業高等専門学校運営委員会学年主任部会要項(平成20年2月19日函高専達第19号)及び函館工業高等専門学校入学者選抜実施委員会規程(平成20年2月19日函高専達第19号)は廃止する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第51号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月11日函高専達第31号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日函高専達第30号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。